

証券コード 6904

(発送日) 2024年6月11日
(電子提供措置開始日) 2024年6月5日

株主各位

東京都品川区南大井六丁目26番2号
原田工業株式会社
代表取締役社長 三宅康晴

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第67期定時株主総会を開催いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.harada.com/jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより、「株主・投資家の皆さまへ」
「第67期定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/6904/tei/ji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「原田工業」又は「コード」に「6904」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**2024年6月26日（水曜日）営業時間終了時（午後5時30分）まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|------|--|
| 1. 日 | 時 | 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都品川区南大井六丁目26番2号
大森ベルポートB館 2階 D会議室 |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第67期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項
第1号議案
第2号議案
4. 招集にあつての決定事項
(議決権行使
についての
案内)

剰余金処分の件
監査役1名選任の件

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 ②連結株主資本等変動計算書
 - ③連結注記表 ④株主資本等変動計算書 ⑤個別注記表したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.harada.com/>) に掲載させていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時(受付開始午前9時30分)



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
郵便番号 XXXXX

見本

○○○○○○○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

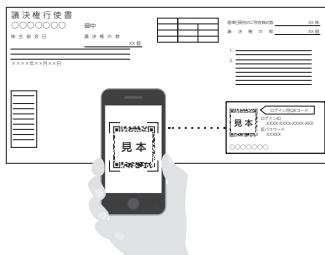
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

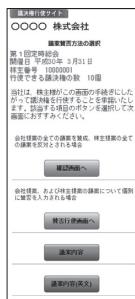
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

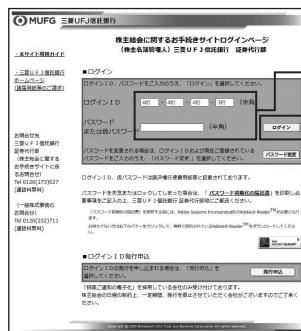
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米欧を中心とした金融引き締めによる需要抑制効果や中国経済の減速等により、緩やかな減速傾向となりました。また、材料費の高止まりや、一時期に比べ緩和したものの半導体不足をはじめとした供給制約等が継続していることに加え、物価高の再燃、米国の保護主義の強まり、中国経済の失速等、世界経済の下振れリスクも大きく、引き続き、先行き不透明な状況となっております。

当社グループの属する自動車業界におきましては、前連結会計年度比では増産となった一方、コロナ禍以前の自動車生産台数を回復するには至っておらず、また材料費の高止まりに加え、為替の影響等により、依然として大変厳しい事業環境となっております。

このような外部環境の変化及び足元の状況に鑑み、2023年度より、「各ビジネスの収益性改善」、「コスト構造改革」、「B/Sのスリム化による収益改善・財務体質改善」を強力に推進する「収益構造改革」に集中して取り組んでまいりました。

一方、中長期的な視点では、CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）に積極的に対応していくことで、当社は成長を実現してまいります。CASEの進展等を含め、自動車業界を取り巻く環境は変化しており、このような環境に鑑み、中長期経営の方向性として、目指す姿を「当社は、車載アンテナのトップ企業であり続けます。また、周辺事業を拡大していくことにより収益基盤を確立します。加えて、当社技術を活用し、新規事業分野を開拓します。」と定め、CASEと共に進化する豊かなカーライフに貢献することを目指してまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は、世界の自動車生産台数が前期比で増産となったことや、従前からの販売活動を強化・継続するとともに、車載アンテナ周辺領域における関連機器の製造・販売を強化し、加えて販売価格の適正化等に取り組んだ結果、過去最高となる469億93百万円（前期比11.6%増）となりました。利益面については、材料費の高止まりや為替影響による原価率の上昇等により大変厳しい状況が続いておりますが、「収益構造改革」に集中して取り組んだ結果、営業利益は10億26百万円（前期は営業損失7億21百万円）となり、経常利益は支払利息等により5億18百万円（前期は経常損失8億99百万

円)、親会社株主に帰属する当期純利益は遊休資産の譲渡に伴う固定資産売却益の他、中国市場全体での収益を改善するための生産機能再編に係る費用等、事業構造改善費用を計上したことや法人税等の影響により8億85百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失15億31百万円)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

○日本

自動車生産台数の回復等により、外部売上高は172億19百万円(前期比13.1%増)、セグメント間の内部売上高は20億3百万円(同10.1%増)、営業利益は10億18百万円(同453.1%増)となりました。

○アジア

アジア市場における自動車生産台数は回復傾向にあったものの一部の地域における生産調整や、材料費の高騰、また為替影響等により、外部売上高は82億6百万円(前期比9.5%減)、セグメント間の内部売上高は183億26百万円(同6.8%増)、営業損失は9億53百万円(前期は営業損失7億15百万円)となりました。

○北中米

北中米市場における自動車生産台数の回復や為替の影響等により、外部売上高は150億85百万円(前期比26.3%増)、セグメント間の内部売上高は84百万円(同82.5%減)、営業利益は7億55百万円(前期は営業利益4百万円)となりました。

○欧州

欧州市場における自動車生産台数の回復や為替の影響等により、外部売上高は64億81百万円(前期比10.5%増)、セグメント間の内部売上高は21億25百万円(同71.2%増)、営業利益は1億67百万円(前期は営業損失2億1百万円)となりました。

なお、セグメントの売上については外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は11億25百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の増資、社債発行等による資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 2021年3月期	第 65 期 2022年3月期	第 66 期 2023年3月期	第 67 期 当連結会計年度 2024年3月期
売 上 高(百万円)	34,705	35,811	42,105	46,993
親会社株主に帰属する 当期純利益又は損失(△)(百万円)	△1,293	△1,105	△1,531	885
1株当たり当期純利益 又は損失(△)(円)	△59.46	△50.83	△70.40	40.72
総 資 産(百万円)	32,794	35,942	40,131	37,598
純 資 産(百万円)	11,588	11,205	11,166	11,913
1株当たり純資産額(円)	532.77	515.17	513.38	547.72

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は損失は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 売上高、親会社株主に帰属する当期純利益又は損失、総資産並びに純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益又は損失及び1株当たり純資産額は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は 出 資 金	当社の出資比率 (%)		主 要 な 事 業 内 容
		直接所有	間接所有	
大連原田工業有限公司	千US \$ 14,000	100.0	—	各種アンテナ及びケーブル等の製造販売
HARADA INDUSTRY OF AMERICA, INC.	千US \$ 28,500	100.0	—	各種アンテナ等の販売
台湾原田投資股份有限公司	千TNT \$ 72,000	100.0	—	グループ各社に対する投融資
HARADA INDUSTRIES (EUROPE) LIMITED	千£ Stg. 3,200	100.0	—	各種アンテナ等の販売
HARADA Asia-Pacific Ltd.	千THB 10,000	100.0	—	各種アンテナ等の販売
HARADA INDUSTRIES (MEXICO), S.A. DE C.V.	千N \$ 549,674	100.0	0.0	各種アンテナ及びケーブル等の製造販売
HARADA INDUSTRIES VIETNAM LIMITED	千US \$ 3,500	100.0	—	各種アンテナ等の製造販売
GIS JEVDAX PTE LTD.	千US \$ 18,000	—	100.0	グループ各社に対する金銭貸付
上海原田新汽車天線有限公司	千人民元 107,024	100.0	—	各種アンテナ等の製造販売
HARADA AUTOMOTIVE ANTENNA (PHILIPPINES), INC.	千PHP 250,000	100.0	—	各種アンテナ等の製造販売

(注) HARADA INDUSTRIES (MEXICO), S.A. DE C.V.は2023年6月30日付で債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）により増資しております。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、米国経済の軟着陸や新興国経済の底堅い成長を背景に、急減速を回避し軟着陸することが期待される一方、中国経済の減速等が懸念され、過去に比べて低い成長率が続くことが見込まれております。また、物価高の再燃、米国の保護主義の強まり、中国経済の失速等、世界経済の成長を下振れさせるリスク要素が数多く存在し、先行きの不確実性が高い状況となっております。

当社グループの属する自動車業界におきましては、2020年以降、コロナ禍による市場の落ち込み、半導体不足による減産に伴う在庫不足、ロシアによるウクライナ侵攻の影響等に苦しんできた中、過去数年間の市場の落ち込みによる潜在需要等もあり、自動車生産台数は回復傾向にあります。依然としてコロナ禍以前の水準を下回る状況にあり、その回復には一定の時間を要することが見込まれています。また、材料費の高止まりや労務費の高騰、不安定な輸送費動向に加え、為替の影響等もあり、引き続き、大変厳しい事業環境となっております。

このような外部環境の変化に鑑み、2025年3月期は引き続き、「収益構造改革」に集中して取り組んでまいります。

一方、中長期的な視点では、CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）に積極的に対応していくことで、当社は成長を実現してまいります。CASEの進展等を含め、自動車業界を取り巻く環境は変化しており、このような環境に鑑み、当社は次のとおり中長期経営の方向性を定め、CASEと共に進化する豊かなカーライフに貢献することを目指してまいります。

<中長期経営の方向性>

【目指す姿】

当社は、車載アンテナのトップ企業であり続けます。また、周辺事業を拡大していくことにより収益基盤を確立します。加えて、当社技術を活用し、新規事業分野を開拓します。

【組織風土のあり方(3C+S)】

様々な変化をプラス思考でチャンスと捉え、積極果敢にチャレンジし、自分自身をそして組織をチェンジしていきます。そうしたことをスピード感を持って実践します。

<収益構造改革>

「各ビジネスの収益性改善」、「コスト構造改革」、「B/Sのスリム化による収益改善・財務体質改善」を強力に推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

区分		事業内容	会社名
日本	製造・販売	自動車関連機器	原田工業株式会社
アジア	販売	自動車関連機器	HARADA Asia-Pacific Ltd.
	製造・販売	自動車関連機器	大連原田工業有限公司
			HARADA INDUSTRIES VIETNAM LIMITED
			上海原田新汽車天線有限公司
			HARADA AUTOMOTIVE ANTENNA (PHILIPPINES), INC.
	-	グループ向け投融資	GIS JEVDAX PTE LTD.
台湾原田投資股份有限公司			
北中米	販売	自動車関連機器	HARADA INDUSTRY OF AMERICA, INC.
	製造・販売	自動車関連機器	HARADA INDUSTRIES (MEXICO), S.A. DE C.V.
欧州	販売	自動車関連機器	HARADA INDUSTRIES (EUROPE) LIMITED

(注) 事業内容の主要な製品は以下のとおりであります。

事業名	主要製品
自動車関連機器	自動車ラジオ用アンテナ、中継ケーブル、自動車TV用アンテナ、自動車アンテナ用アンプ類、アクチュエーター、ETC用アンテナ等

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 (本店)	東京都品川区
新潟本社	新潟県長岡市
営業所	中部営業所 (愛知県岡崎市)
	広島営業所 (広島県広島市)

② 子会社

大連原田工業有限公司	中華人民共和国遼寧省大連市
HARADA INDUSTRY OF AMERICA, INC.	米国・ミシガン州
台湾原田投資股份有限公司	台湾・台北市
HARADA INDUSTRIES (EUROPE) LIMITED	英国・バーミンガム
HARADA Asia-Pacific Ltd.	タイ王国・バンコク市
HARADA INDUSTRIES (MEXICO), S.A. DE C.V.	メキシコ・ケレタロ州
HARADA INDUSTRIES VIETNAM LIMITED	ベトナム・ドンナイ省
GIS JEVDAX PTE LTD.	シンガポール
上海原田新汽車天線有限公司	中華人民共和国上海市
HARADA AUTOMOTIVE ANTENNA (PHILIPPINES), INC.	フィリピン・カビテ州

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
日本	243名	46名減
アジア	2,741名	11名減
北中米	1,340名	63名増
欧州	28名	2名減
合計	4,352名	4名増

(注) 上記従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
243名	46名減	47.0歳	18.3年

- (注) 1. 上記従業員数には子会社への出向者の40名は含まれておりません。なお、子会社からの受入出向者はありません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。
3. 平均勤続年数は、受入出向者の出向元での勤続年数を除外して計算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	6,032百万円
株式会社みずほ銀行	4,078

(注) 借入額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 70,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 21,758,000株 |
| ③ 株主数 | 40,663名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社エスジェーエス	9,003千株	41.39%
原田 章二	2,354	10.82
原田 恵吾	996	4.58
原田 恭子	612	2.82
株式会社りそな銀行	600	2.76
日本生命保険相互会社	310	1.43
株式会社三菱UFJ銀行	300	1.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	287	1.32
原田 悠吾	201	0.93
株式会社みずほ銀行	200	0.92

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (7,268株) を控除して計算しております。
 2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

氏 名	会社における地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
原 田 章 二	代表取締役会長	大連原田工業有限公司董事長 HARADA INDUSTRY OF AMERICA, INC. DIRECTOR CHAIRMAN OF THE BOARD 台湾原田投資股份有限公司董事長 HARADA INDUSTRIES (EUROPE) LIMITED DIRECTOR HARADA Asia-Pacific Ltd. DIRECTOR HARADA INDUSTRIES (MEXICO), S.A. DE C.V. DIRECTOR PRESIDENTE HARADA INDUSTRIES VIETNAM LIMITED CHAIRMAN OF MEMBER'S COUNCIL GIS JEVDAX PTE LTD. DIRECTOR 上海原田新汽車天線有限公司董事長 HARADA AUTOMOTIVE ANTENNA (PHILIPPINES), INC. DIRECTOR CHAIRMAN 株式会社エスジェーエス代表取締役社長
三 宅 康 晴	代表取締役社長 (内部監査室担当)	大連原田工業有限公司董事 HARADA INDUSTRY OF AMERICA, INC. DIRECTOR (OFFICER) CO-CHAIRMAN 台湾原田投資股份有限公司董事 HARADA INDUSTRIES (EUROPE) LIMITED DIRECTOR HARADA Asia-Pacific Ltd. DIRECTOR HARADA INDUSTRIES (MEXICO), S.A. DE C.V. DIRECTOR VICEPRESIDENTE HARADA INDUSTRIES VIETNAM LIMITED CO-CHAIRMAN OF MEMBER'S COUNCIL GIS JEVDAX PTE LTD. DIRECTOR 上海原田新汽車天線有限公司董事 HARADA AUTOMOTIVE ANTENNA (PHILIPPINES), INC. DIRECTOR CO-CHAIRMAN

氏名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
上山 智	専務取締役 (事業領域担当 兼 開発本部長)	大連原田工業有限公司董事 HARADA INDUSTRY OF AMERICA, INC. DIRECTOR (OFFICER) CHIEF CORPORATE ADVISOR HARADA INDUSTRIES (EUROPE) LIMITED DIRECTOR HARADA Asia-Pacific Ltd. DIRECTOR HARADA INDUSTRIES (MEXICO), S.A. DE C.V. DIRECTOR SECRETARIO Y TESORERO HARADA INDUSTRIES VIETNAM LIMITED DIRECTOR OF MEMBER'S COUNCIL 上海原田新汽車天線有限公司董事 HARADA AUTOMOTIVE ANTENNA (PHILIPPINES), INC. DIRECTOR 台湾原田投資股份有限公司董事
佐々木 徹	取締役 (製造本部長 兼 新潟本社担当)	HARADA INDUSTRIES VIETNAM LIMITED INSPECTOR 上海原田新汽車天線有限公司監事
青木 隆	取締役 (管理本部長 兼 調達本部長)	
桑原 亨二	取締役	
井上 謙介	取締役	アシャースト法律事務所・外国法共同事業パートナー・弁護士
松原 隆	常勤監査役	
檜山 洋一	監査役	
遠藤ゆき子	監査役	税理士法人渡邊芳樹事務所シニアマネージャー・税理士

- (注) 1. 取締役の桑原亨二氏及び井上謙介氏の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役の松原隆氏及び監査役の遠藤ゆき子氏の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役遠藤ゆき子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役の桑原亨二氏及び取締役の井上謙介氏並びに常勤監査役の松原隆氏及び監査役の遠藤ゆき子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
檜山 洋一	2023年6月29日	任期満了	専務取締役（総合企画部担当 兼 管理本部担当） 台湾原田投資股份有限公司董事 HARADA INDUSTRIES VIETNAM LIMITED INSPECTOR 上海原田新汽車天線有限公司監事
追川 道代	2023年6月29日	任期満了	社外取締役 紀尾井坂テーミス綜合法律事務所弁護士 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 情報公開委員会委員
松澤 秀人	2023年6月29日	辞任	常勤監査役
荒田 和人	2023年6月29日	任期満了	社外監査役 公認会計士・税理士荒田会計事務所所長 トモシアホールディングス株式会社常勤監査役 （社外監査役） 東テック株式会社非常勤監査役（社外監査役）

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役桑原亨二氏、社外取締役井上謙介氏、社外監査役遠藤ゆき子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の全ての役員（取締役、監査役）、会計監査人、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。なお、当該保険契約は被保険者の職務執行の適正のため免責金額が設定されており、損害額のうち当該免責金額については填補されず、被保険者の自己負担となります。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、任意の指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その配分を取締役会で決定し、監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その配分を監査役の協議により決定する。

※取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第60期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）と決議されている。

※監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第55期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されている。

上記を踏まえ、当社の取締役の報酬等の決定方針について以下のとおり定める。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、継続的な業績の向上及び企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、並びに業績連動報酬等により構成

し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績、世間相場及び従業員身分基準年俸の最高等級水準額等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため経営成績と連動した下記の指標の目標値に対する達成度合いに加え取締役求められる職務や行動の実績、担当部門における重要課題、その他全社重要課題への取組みを踏まえた総合評価により事業年度終了後3ヶ月以内に年1回、現金報酬として支給する。

会社業績評価

◆会社業績指標

- ・連結営業利益、連結経常利益、連結当期純利益のそれぞれの利益額及び利益率、並びにROEの達成率を指標とする

担当部門業績評価

◆担当部門成果

- ・部門売上、部門利益 等

4. 業績に連動しない金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

非金銭報酬等は支給せず、業績連動報酬等（変動報酬（短期インセンティブ））は、前記3の方針に基づいて算出されるものとするが、役位等に応じて定められた月例の固定報酬4ヵ月分を上限とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役に支給する業績連動報酬等である個人別の報酬額については、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の職務及び業績を最も良く把握する代表取締役社長の三宅康晴が、任意の指名・報酬委員会の答申を受け取締役会で決議した決定方針に沿い、取締役ごとの総合評価を基に決定する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	152,170 (10,800)	152,170 (10,800)	- (-)	9名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	40,644 (19,200)	40,644 (19,200)	- (-)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	192,814 (30,000)	192,814 (30,000)	- (-)	14 (6)

- (注) 1. 上記には、2023年6月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに算定方法については、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。なお、当該業績指標のうち会社業績指標の実績は、連結営業利益1,026,134千円、連結経常利益518,833千円、連結当期純利益885,674千円、ROE7.7%であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第60期定時株主総会において年額300,000千円以内(うち社外取締役分20,000千円以内)(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役は2名)であります。
5. 監査役報酬限度額は、2012年6月28日開催の第55期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)であります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	井上 謙介	アシャースト法律事務所・外国法共同事業	パートナー・弁護士
監査役	遠藤 ゆき子	税理士法人渡邊芳樹事務所	シニアマネージャー・税理士

- (注) 1. 当社とアシャースト法律事務所・外国法共同事業との間に重要な取引関係はありません。
 2. 当社と税理士法人渡邊芳樹事務所との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 桑原 亨二	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席いたしました。また、取締役会において経営に関する専門的な知見や幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性等を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 井上 謙介	取締役井上謙介氏は、2023年6月29日開催の第66期定時株主総会において選任されたため、同氏の就任後、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席いたしました。また、取締役会において弁護士としての専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性等を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 松原 隆	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。また、取締役会及び監査役会において、経営に関する専門的な知見、内部監査業務に対する豊富な経験や、公認内部監査人としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性等を確保するため、適宜意見を述べております。
監査役 遠藤 ゆき子	監査役遠藤ゆき子氏は、2023年6月29日開催の第66期定時株主総会において選任されたため、同氏の就任後、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会11回のうち11回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的な知識、経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性等を確保するため、適宜意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52,150

(注) 1. 当社の重要な子会社のうちHARADA INDUSTRIES VIETNAM LIMITED、HARADA INDUSTRIES (EUROPE) LIMITED、大連原田工業有限公司、GIS JEVDAX PTE LTD.、HARADA INDUSTRIES (MEXICO), S.A. DE C.V.、上海原田新汽車天線有限公司、HARADA AUTOMOTIVE ANTENNA (PHILIPPINES), INC.、台湾原田投資股份有限公司は当社の会計監査人以外の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、会計監査人の報酬見積りの算出根拠等を調査検討した結果、現会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の質が維持される相応の監査人員数・時間等の根拠及び監査の考え方を確認し、提示された監査報酬額が適正であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、経営執行部門から会計監査人の活動実態等について報告聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人からの会計監査等についての報告聴取及び現場立会い等により会計監査人が監査品質を維持し適切に監査をしているか等を評価し、これらを総合的に判断し協議した上で、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、もしくは会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,393,161	流動負債	23,720,989
現金及び預金	5,141,744	支払手形及び買掛金	2,784,855
受取手形、売掛金及び契約資産	7,952,700	電子記録債務	835,082
商品及び製品	6,058,584	短期借入金	14,866,004
仕掛品	691,625	未払法人税等	1,671,099
原材料及び貯蔵品	6,397,081	賞与引当金	331,725
その他	1,212,232	その他	3,232,223
貸倒引当金	△60,806	固定負債	1,963,978
固定資産	10,205,199	退職給付に係る負債	554,119
有形固定資産	6,380,535	その他	1,409,859
建物及び構築物	1,570,275	負債合計	25,684,968
機械装置及び運搬具	1,605,544	(純資産の部)	
土地	584,632	株主資本	10,608,331
その他	2,620,082	資本金	2,019,181
無形固定資産	97,829	資本剰余金	1,859,981
投資その他の資産	3,726,835	利益剰余金	6,731,654
退職給付に係る資産	473,028	自己株式	△2,486
繰延税金資産	2,378,139	その他の包括利益 累計額	1,305,061
その他	886,990	その他有価証券評価差額金	111,332
貸倒引当金	△11,323	為替換算調整勘定	1,298,906
資産合計	37,598,361	退職給付に係る調整累計額	△105,178
		純資産合計	11,913,392
		負債純資産合計	37,598,361

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	46,993,276
売上原価	38,333,910
売上総利益	8,659,366
販売費及び一般管理費	7,633,232
営業利益	1,026,134
営業外収益	228,664
受取利息	64,840
受取還付金	66,408
その他	97,415
営業外費用	735,965
支払利息	610,295
為替差損	85,655
その他	40,014
経常利益	518,833
特別利益	3,410,443
固定資産売却益	3,410,443
特別損失	1,516,370
事業構造改善費用	1,513,295
その他	3,074
税金等調整前当期純利益	2,412,906
法人税、住民税及び事業税	1,819,545
法人税等調整額	△292,313
当期純利益	885,674
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	885,674

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,685,273	流動負債	19,172,948
現金及び預金	1,028,692	支払手形	16,678
電子記録債権	282,860	電子記録債権	835,082
商品及び製品	1,993,813	買掛金	2,193,047
仕掛品	5,582	短期借入金	14,516,787
材料及び貯蔵品	232,887	リース債務	9,658
原材料及び貯蔵品	232,887	未払法人税等	967,582
短期貸付金	1,620,291	賞与引当金	239,687
短期貸付金	227,130	その他の負債	394,424
倒引当金	△212,854	固定負債	301,103
固定資産	16,094,754	リース債務	23,671
有形固定資産	852,618	資産除去債務	52,805
建物	367,137	その他の負債	224,626
構築物	0	負債合計	19,474,051
機械及び装置	5,579	(純資産の部)	
車両運搬具	0	株主資本	6,194,644
工具、器具及び備品	8,163	資本金	2,019,181
土壌	427,900	資本剰余金	1,859,981
リース資産	32,808	資本準備金	1,859,981
建設仮勘定	11,029	利益剰余金	2,317,967
無形固定資産	32,335	利益準備金	214,500
ソフトウェア	28,856	その他利益剰余金	2,103,467
その他の資産	3,479	別途積立金	1,000,000
投資その他の資産	15,209,800	繰越利益剰余金	1,103,467
投資有価証券	184,637	自己株式	△2,486
関係会社株	3,783,872	評価・換算差額等	111,332
関係会社出資	1,366,521	その他有価証券評価差額金	111,332
関係会社長期貸付	9,058,428	純資産合計	6,305,977
前払年金費用	373,779	負債純資産合計	25,780,028
繰延税金資産	1,587,012		
倒引当金	463,224		
倒引当金	△1,607,675		
資産合計	25,780,028		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,222,640
売上原価	15,073,752
売上総利益	4,148,887
販売費及び一般管理費	3,103,644
営業利益	1,045,243
営業外収益	693,339
受取利息	464,405
受取配当金	145,600
為替差益	26,369
その他	56,963
営業外費用	463,434
支払利息	451,101
その他	12,332
経常利益	1,275,148
特別利益	2,924,113
固定資産売却益	2,924,113
特別損失	1,859,437
貸倒引当金繰入額	730,689
移転価格税制調整金	1,061,099
事業構造改善費用	67,579
その他	69
税引前当期純利益	2,339,824
法人税、住民税及び事業税	1,053,343
法人税等調整額	△209,650
当期純利益	1,496,131

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

原田工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安 永 千 尋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 石 晃 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、原田工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、原田工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

原田工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安 永 千 尋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 石 晃 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、原田工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

原田工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	松	原	隆	㊟
監査役	檜	山	洋	一
監査役（社外監査役）	遠	藤	ゆき	子

以上

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当7.5円に特別配当7.5円を加え、1株につき15.0円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は326,260,980円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役松原隆氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
まつばら たかし 松原 隆 (1961年9月15日生)	1984年 4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2001年 4月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）加古川支店長 2007年 4月 株式会社りそな銀行 新都心営業第二部長 2014年 4月 りそな決済サービス株式会社 大阪支店長兼決済ビジネス営業部部长 2016年 6月 社外常勤監査役（現任）	3,682株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松原隆氏は、社外監査役候補者であります。
3. 松原隆氏は、内部監査業務に対する豊富な経験や、公認内部監査人としての知見を有しており、これらを当社の監査体制の強化に反映していただけるものと期待し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 松原隆氏は、現に当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、松原隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、当該保険契約は被保険者の職務執行の適正のため免責金額が設定されており、損害額のうち当該免責金額については填補されず、被保険者の自己負担となります。候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

当社は、株主総会におけるお土産配布は行っておりません。ご了承ください。

会場

大森ベルポート B館 2階 D会議室
東京都品川区南大井六丁目26番2号



交通

JR京浜東北線「大森駅」 徒歩3分
京浜急行「大森海岸駅」 徒歩4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。